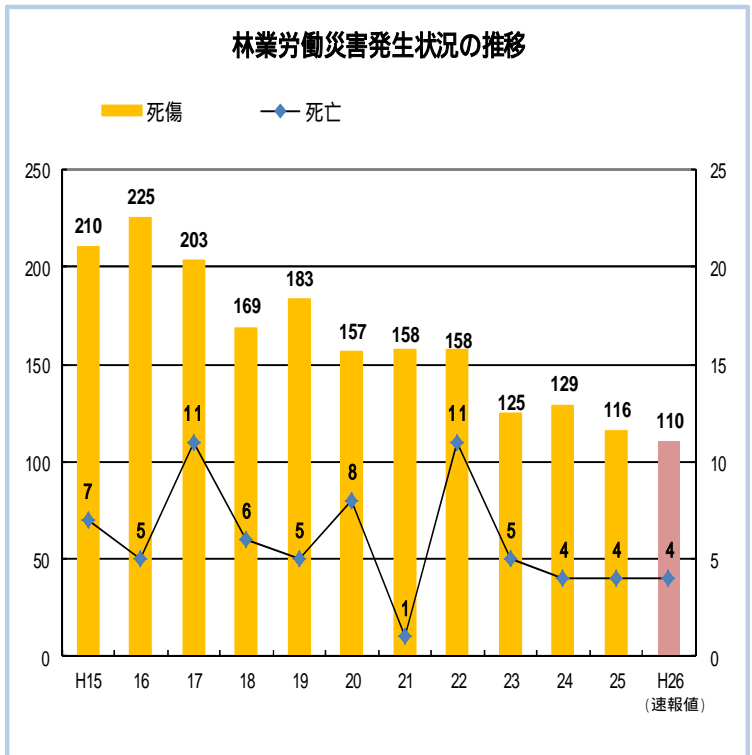




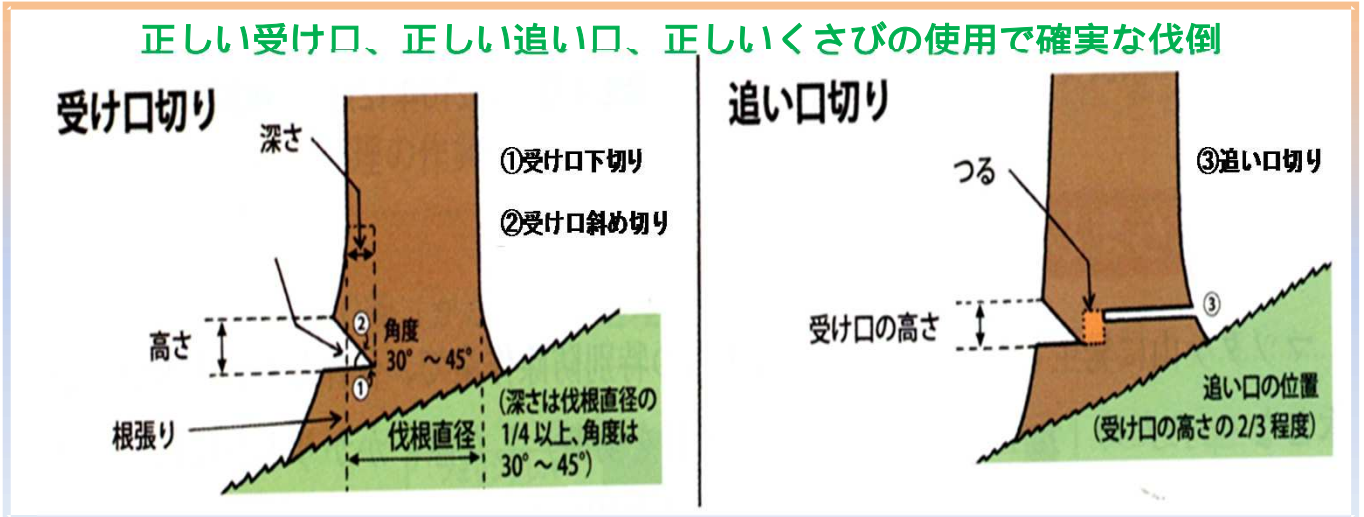
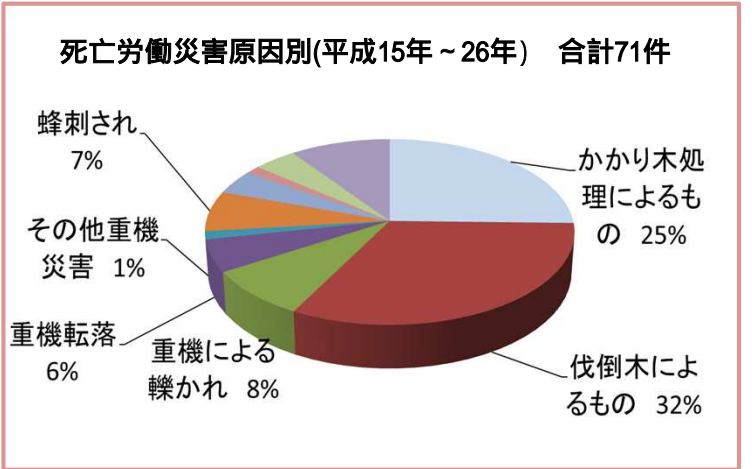
# 伐採・搬出時期の労働災害防止の徹底を

平成26年死亡労働災害

発生月	場所	発生状況	起因物
2月	道有林	単独で急斜面の立木の間伐作業に従事していたが、予定の場所に集合しなかったため、探したところ、伐倒木のそばで被災者を発見した。伐倒方向がずれたもの。	胸高直径34cm トドマツ 樹高22m
2月	民有林	同僚が浴びせ倒しを行ったところ、浴びせられた木の下方で雪の根堀作業を行っていた被災者を直撃したものの。	胸高直径35cm カラマツ 樹高31m
6月	道有林	伐倒作業を行っていたが、終業時刻を過ぎて現れなかったため、探したところ、前屈みの状態でトドマツの下敷きになっている被災者を発見した。	胸高直径28cm トドマツ 樹高21m
11月	民有林	間伐現場で伐採作業中、他の労働者が集材路の確認のため被災者の作業場所にさしかかったところ、キハダの下敷きになっている被災者を発見した。そばにつるでつながっていたトドマツが倒れていた。	胸高直径16cm キハダ 樹高16m



**木材伐出機械等にかかる規制**の内容については、北海道労働局HPに掲載のリーフレットをご参照ください。  
 【掲載場所】  
 ホーム > 各種法令・制度・手続き > 安全衛生関係 > 安全関係 > 労働災害防止について > その他の労働災害の防止について





# ストップ・ザ・林業災害

林業現場は地形、天候など自然条件の影響を受けやすく様々な危険を伴います。それぞれの事業体において、リスクアセスメントに基づくリスクの低減措置が講じられていますか

地形を考慮した山割の計画

事前調査によるかかり木等のリスクの確認と手順

経験、技能を考慮した作業員の配置

立入禁止区域の設定(林災防の規定では伐倒の場合は樹高の1.5倍の範囲、刈払機は半径5m以内です)

## 安全な伐木造材作業のために

正しい受け口、正しい追い口、クサビの正しい使用により、つるが有効に機能した伐木になっていますか

退避場所を事前に選定していますか(林災防の規定では退避場所は伐倒方向の反対側の斜面上方で、3m以上離れた場所が適当とされています)、伐倒時には決められた合図をしていますか

ブルドーザー、フォワーダ等車両系機械の作業に際しては、運行経路の確保、危険区域への立入禁止、運転手が離れる場合の確実な逸走防止を徹底していますか

伐木等機械の運転者に特別教育を行っていますか(平成26年12月1日施行)

チェーンソーの点検整備、正しい目立てが行われていますか

保護具(保護帽、防護着、防振手袋等)の着用を励行していますか

## かかり木の処理作業に際して

事前調査を行い、適切な処理方法、機械器具の選定が行われていますか

速やかな処理ができない場合、立入禁止の措置が確実に行われていますか

かかっている木の伐倒、投げ倒し、かかっている木の元玉切り等の行為はありませんか

## 安全な刈払作業のために

刈払作業の障害物を事前に調査し、キックバックの防止を図っていますか

刈払機の飛散防護カバーを適切な位置に取り付けていますか

回転部軸受のグリスアップ、ボルトの締付けなど、刃の脱落防止を行っていますか

## その他健康確保対策のために

緊急連絡体制・応急処置の体制はできていますか

特殊健康診断の実施と日振動ばく露量A(8)を管理していますか

